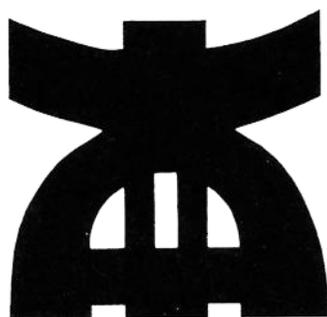


会員のしおり



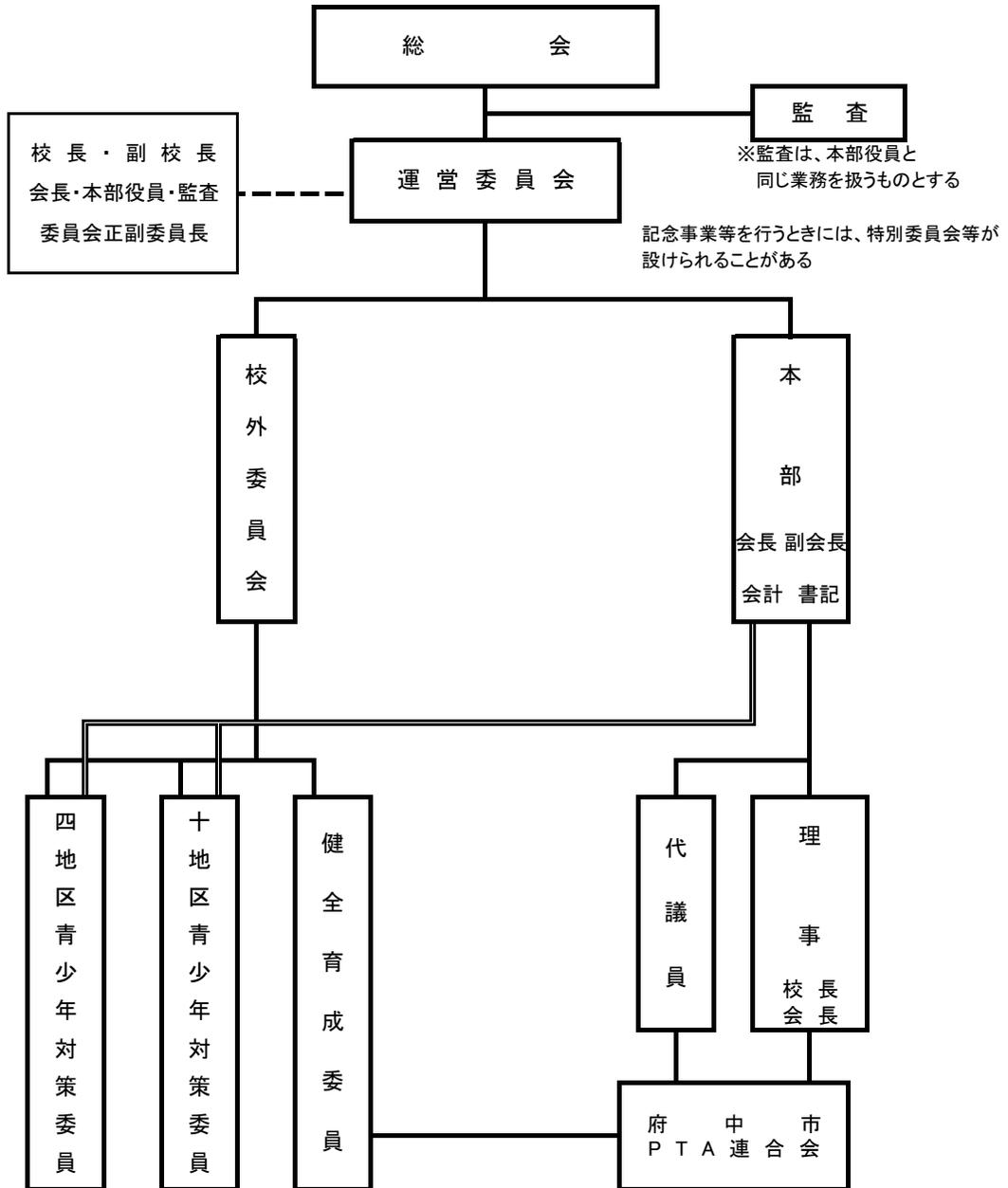
府中市立本宿小学校PTA

会員各位

「会員のしおり」は、本校に在籍中は大切に保管して
いただきますようお願い申し上げます。

令和7年4月改定

P T A 組 織 に つ い て



【役員・委員選出の決まり】

- ・ 在校児童1人に対し、クラス委員(校外委員)を1年以上務める。
注1: 周年行事の際の実行委員も対象とする。
注2: 当該年度の委員に登録できるのは、各家庭1名とする。在校児童が複数名いる保護者にあっては、同一年度に複数の児童分の委員、別の委員を同時に務めることはできない。
- ・ 本部役員及び監査を2年以上連続して務めた者は、クラス委員(校外委員)を兄弟分(未就学児含む)全て免除とする。
注3: 本部役員及び監査の任期は、最低2年間とし、再度本部役員及び監査を務めても良い。
- ・ クラス委員(校外委員)の正副委員長選出の際は、正副委員長経験者を除く。

活動概要

運営委員会 (校長・副校長・本部役員・監査・委員会正副委員長)

- ・ 委員会の連絡調整・事業の協議運営

本部 (会長・副会長・会計・書記)

- ・ P T A全体の包括
- ・ 対外行事への参加 (P連・青少対・コミ協等)
- ・ 校内行事の企画・開催
- ・ 校内整備
- ・ 記念品の企画・実施
- ・ 諸費用の集金
- ・ 広報誌「ひばり」の発行
- ・ 本宿小まつりP T Aブースの担当
- ・ 次期本部役員候補者の選出
- ・ P T A活動に伴う役割分担調整

校外委員会 (各クラスより選出)

- ・ 子供緊急避難の家・パトロール活動協力者募集と管理
- ・ 青少年対策委員会 等

※運動会の手伝いについては、全ての委員が補佐をする場合がある。

府中市立本宿小学校 P T A 規約（改定案）

（名称および事務所）

第 1 条 この会は、府中市立本宿小学校 P T A といい事務所を同校内におく。

（目的および活動）

第 2 条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と地域社会で子供達の幸せな成長をはかるための相互の理解を深め、教育の目的にそうように次の活動をする。

1. よい保護者、よい教職員になるようにつとめる。
2. 家庭と学校の緊密な連携をはかる。
3. 子供の環境をよくするようにつとめる。

（方 針）

第 3 条 この会は、前条の目的を果たすために、次の方針にしたがう。

1. 会員ひとりひとりが進んで活動に参加して民主的に運営する。
2. 子供の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
3. 学校の運営や人事に干渉しない。
4. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また公の選挙の候補者を推薦しない。
5. 営利を目的とする行為は行わない。

（会 員）

第 4 条 この会の会員は、府中市立本宿小学校に在籍する児童の保護者と教職員をもって構成する。

（経 理）

第 5 条 この会が活動するために必要とする経費は、会費およびその他の収入によってまかなわれる。

1. 会費は 1 世帯年額 2, 0 0 0 円とする。
会費納入の方法については別に定める規定による。
2. この会の会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日までとする。
3. その他の収入は、運営委員会の決定により運営することができる。

(役員および監査)

第6条 この会に役員および監査をおく。その任期は1年とし、留年を妨げない。補欠者は前任者の残りの任期をつとめる。

会 長	1名
副会長	最大5名（うち教職員1名）
書 記	最大3名（うち教職員1名）
会 計	最大3名（うち教職員1名）
監 査	2名

(役員および監査の選出)

第7条 この会の役員および監査の選出は、候補者を運営委員会で推薦し、総会の承認を得る。

その方法は別に決めた選出の規定によるが、教職員の役員は学校で選び総会のと看承認を受ける。

(役員および監査の任務)

第8条 この会の役員および監査の任務は次の通りである。

1. 会長は、会を代表し、会務を統理し総会およびすべての会議を招集する。
2. 副会長は、会長を助け会長不在のときはその代理をする。また、書記、会計、校外委員委員長、副委員長を兼任することもできる。
3. 書記は、総会、委員会およびおもな会議の記録をし、整理保管する。
4. 会計は、この会の経理を担当し監査を受けた決算を総会に報告する。
5. 監査は、会計の監査を行い総会に報告する。また、すべての会合に出席して意見を述べることができる。

(運 営)

第9条 この会は定期総会・臨時総会・役員会・運営委員会・委員会によって運営される。

1. 総会は、この会の最も大切な意見を決める機関で、全会員の3分の1（委任状を含む）以上で成立し、出席者の過半数の同意を得ていろいろなことを決定する。賛否同数の場合は議長が決定する。

2. 定期総会は、毎年4月～5月上旬にもち、次のことについて審議する。
 - (1) 前年度の事業および決算。
 - (2) 新役員の承認。
 - (3) 新年度の事業および予算。
 - (4) その他重要な案件。
3. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、運営委員会が必要と認めたとき、また会員の3分の1以上の要求があったとき開かれる。
4. 運営委員会は、総会に次ぐ重要な機関で役員と委員会の正副委員長で構成し2分の1以上の出席をもって成立し、委員会の連絡調整をはかり、会の事業を協力運営する。
5. 委員会には校外委員会をおく。委員会の運営については別に決めた準則によって行われる。
6. 学校長は、いずれの会にも出席し意見を述べることができる。

(慶 弔)

第10条 この会は、本校児童および会員に特別のことがあった場合は、別に、定める規定によって慶弔の意を表する。

付 則

1. この規約は、総会で出席者の過半数以上の賛成によって改正することができる。
2. 事業の細則は別にこれを定める。
3. この規約は昭和49年4月1日より効力を生ずる。
4. この規約は昭和61年4月1日より効力を生ずる。
5. この規約は平成 2年4月1日より効力を生ずる。
6. この規約は平成 7年4月1日より効力を生ずる。
7. この規約は平成10年4月1日より効力を生ずる。
8. この規約は平成19年4月1日より効力を生ずる。
9. この規約は平成31年4月1日より効力を生ずる。
10. この規約は令和7年4月1日より効力を生ずる。

各会員の準則

1. 各会員は、本会の活動に必要な事項について調査研究立案し、また実行機関としてつぎの活動をする。
 - (1) 校外委員会
各クラスより選出された1名の委員、および担当教職員によって構成され、地区会活動の発展および相互の交流をはかり、校外における児童の安全と補導および環境の浄化・整備に努める。
2. 委員会は、委員長1名、副委員長2名を選任する。委員長、副委員長は本部副会長が兼任することもできる。但し、副委員長の1名は担当教職員のうち1名が務める。
委員長は、委員会の代表としてその委員会の司会をし、会の正常な発展に努める。副委員長は委員長を助け、必要に応じて代わりを務める。
3. 委員会は委員長が必要と認めたときに開催し、委員会の成立および議事については、規約第9条第1項の規定に準じて行う。
4. 学級PTA活動は、学級を基準としたPTAの基本組織であり、学級に属する会員によって構成され、学級としての意志の決定ならびに学級としての活動を行う。学級の3役員は、学級PTAの代表として、学級および学年相互の交流と教育環境の改善に努める。また、学級の集まりの司会をし、学級PTAの正常な発展に努める。
5. 各地区会活動・地区会は、その地区に属する全会員をもって構成され、地区全員の協力と創意工夫により地区児童会の生活指導と地区としてのPTA活動を行う。
 - (1) 校外委員は、地区会の代表として校外委員会に参加し、地区相互の交流・研究発展をはかる。また、地区会を召集し会を進め、地区会の正常な発展に努める。
 - (2) 地区会はその地区の会員数・地形・環境・条件等を考慮して、学校代表・PTA役員および関係地区の会員が協議の上、地域を決定する。地区会の地区費は、原則として校外委員会の活動によるものとし、それ以外に金銭または物品を集める場合は、保護者の過重な負担にならないように考慮する。
 - (3) 地区会は、担当教職員を交えて予算および活動計画をつくり、地区委員会の協議を経て運営委員会の承認をうける。
6. 委員会の正副委員長の任期は、規約第6条役員の任期の規定に準ずる。

7. その他、必要に応じて資源回収等の諸活動を行う。

付 則

この準則は、運営委員会において出席者の過半数以上の賛成によって改正することができる。

1. この準則は、昭和49年1月22日より実施する。
2. この準則は、平成11年4月 1日より実施する。
3. この準則は、平成19年4月 1日より実施する。
4. この準則は、平成20年4月 1日より実施する。
5. この準則は、平成31年1月19日より実施する。
6. この準則は、平成31年4月 1日より実施する。
7. この準則は、令和 7年4月 1日より実施する。

会費納入規定

1. 会費は、PTA 規約 第 5 条 第 1 項より、一家庭につき年額 2, 0 0 0 円とする。
2. 納入については、新学年の始めに納める。
3. 新規加入者については、加入時に納める。
4. 納入方法については、各家庭より金融機関へ、直接納入する。
ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。
5. いったん納入し、転出その他の理由があった場合も払い戻しはしない。

付則

この規定は、運営委員会の決定により変更することができる。

1. この規定は令和 3 年 4 月 28 日より実施する。
2. この規定は令和 7 年 4 月 1 日より実施する。

役員・監査の選出規定

第 1 条 役員および監査の選出は、運営委員会によって行う。

第 2 条 役員および監査の立候補者は、個人推薦・自己推薦ならびに委員会の推薦によることとし、委員会の推薦人数は定数以上とする。

第 3 条 候補の承認は一役だけとする。

第 4 条 役員及び監査の選出における運営委員会の任務。
・ 候補者名簿を作成し、会長に提出する。

第 5 条 総会后、役員および監査に欠員が生じた場合は、候補者を推薦し運営委員会の承認を得て総会に代える。

付則

この規定は、運営委員会の決定により変更することができる。

1. この規定は令和 7 年 4 月 1 日より実施する。

慶弔見舞規定

第1条 この規定は、会員および児童の慶弔・災害見舞いに関する事項を定めるものとする。

第2条 この規定による支出基準は次の通りとする。

1. 会員および児童が死亡した場合 5, 0 0 0 円
2. 会員が火災その他不慮の災害にあった場合 5, 0 0 0 円
3. 児童および教職員が傷病の場合 5, 0 0 0 円
2週間以上の入院
1ヶ月以上の通院
4. 教職員の結婚および家族（配偶者・一親等）死亡の場合 5, 0 0 0 円

第3条 P T A活動による傷病は、役員会で協議し見舞金を贈る。

第4条 前条の規定による支出金は、物品をもって代えることができる。

第5条 この規定にかかわらず役員会がその必要を認めたときは、その意を表すことができる。

第6条 この規定は、運営委員会の決定により変更することができる。

付 則

1. この規定は、昭和52年4月26日より実施する。
2. この規定は、昭和60年4月26日より実施する。
3. この規定は、平成 2年4月 1日より実施する。
4. この規定は、平成 5年4月 1日より実施する。
5. この規定は、平成10年4月 1日より実施する。
6. この規定は、平成11年4月 1日より実施する。
7. この規定は、平成19年4月 1日より実施する。
8. この規定は、平成20年4月 1日より実施する。
9. この規定は、平成26年6月21日より実施する。

校歌

田中冬二 作詞
石田一郎 作曲

- 一、
けやきの並木
神の宮居に
しろがね色の
のぞみゆたかに
つどう我等の
みどりこき
ほど近く
学び舎に
はつらつと
楽しさよ
- 二、
ああ武蔵野の
はるかに仰ぐ
我等にさとす
からだをきたえ
正しく強き
空はれて
きよき富士
ごとくなり
知をみがき
人たれと
- 三、
若葉の風の
ポールに高く
校旗の栄えを
心にとめて
学びの道を
さわやかに
ひるがえる
我等みな
人の道
進まなん
我等の本宿校

PTAの歌

- 一、
春風そよそよ吹く窓に
小鳥もくるくるとんでくる
明るい窓よ ほほえむ顔よ
桜の花咲く春のうた
みんなで一緒にうたおうよ
- 二、
緑に輝く学校が
明るい家庭を呼んでいる
希望の町よ 希望の村よ
文化の光に手をのべて
子供と一緒に進もうよ
- 三、
溢れる力に健康に
子供が呼んで踊ってる
実りの秋よ 紅葉の丘よ
心も楽しいハイキング
子供と一緒に踊ろうよ
- 四、
世界を結んだ大空に
ひびいて子供の胸がなる
朝の鐘よ 夕の鐘よ
平和で住みよい日本を
みんなと一緒に作ろうよ